



埼玉県報

第2159号

平成22年2月19日

金曜日

目次

告示

- [情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示\(情報企画課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [県有地の売却に関する入札公告\(管財課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [北本都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [ふるさとの緑の景観地の指定\(みどり再生課\)](#)
- [狂犬病予防法の規定に基づく犬の抑留所の設置に関する告示\(生活衛生課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)

- [荒川中部土地改良区役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [ヨーネ病疑似患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [宅地建物取引業者の聴聞\(開発指導課\)](#)
- [埼玉県議会だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告\(政策調査課\)](#)
- [一般国道百二十五号の供用開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [一般国道百二十五号の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道葛飾吉川松伏線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道松戸草加線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道越谷鳩ヶ谷線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道越谷鳩ヶ谷線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [一般国道百二十二号の供用開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県建築基準法施行条例に基づく道路の位置の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンターで使用する電気の購入に関する落札結果の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立精神医療センターで使用する電気の購入に関する落札結果の公示\(経営管理課\)](#)
- [公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [平成19年8月26日執行の埼玉県知事選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号中訂正\(北本県土整備事務所\)](#)

告示

埼玉県告示第二百五号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県規則第三十七号）第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方
法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり
当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	条項
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年五月三十日法律第六十六号）	第十二条第一項、第十三条並びに第十六条において読み替えて準用する第七条第二項及び第九条第二項
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年三月二十四日国土交通省令第十号）	第二十二条において読み替えて準用する第十一条

告 示

埼玉県告示第二百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年二月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人行政法務成年後見センター
- 三 代表者の氏名
近藤 豊
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市上青木西四丁目一四番一三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者に対し、成年後見制度に係る任意後見、法定後見等の後見事務及びこれらに関する支援、相談を行うこと並びに要介護者や障害者に対する介護サービス及びその家族に対する支援、相談を行い、不特定多数の方々の利益を増進し、地域の福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年二月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 INORI INTERNATIONAL NPO GROUP
- 三 代表者の氏名
DE SILVA NISSANKA ARACHCHIGE JUDE AMAL UPENDRA
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県ふじみ野市鶴ヶ舞二丁目三番十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、年齢、宗教、国籍を問わず広く近隣地域市民に対し、人生、生活支援の相談を行い、次世代国際社会への共生に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年二月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人セイラビリティ越谷
- 三 代表者の氏名
久川 雅大
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市南越谷一丁目六番六十二号コーポ南越谷C1501
- 五 定款に記載された目的
この法人は、ユニバーサルデザインのアクセスデザインギーヤカヌーを使い、心身に障害を持つ人や子どもから高齢者まで、男女の差もなく、共にセーリングやカヌーを楽しみ、水辺の素晴らしさを知り、心身ともに健康で、誰もが心豊かに過ごせる環境、コミュニティを創り、ノーマライゼーションの実現に向けて活動を進め社会づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年二月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人荒川藁の会
- 三 代表者の氏名
三宮 幸雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県北本市西高尾一丁目二五九番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、北本市高尾橋周辺の荒川河岸に広がる不耕作田畑を地権者の同意を得て市民参加のもとに耕作し、景観の回復・保全に資するとともに、北本市の農業振興・有機農産物の普及等に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年二月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ニホンオオカミを探す会
- 三 代表者の氏名
八木 博
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字地頭方三七六番地七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、絶滅したとされるニホンオオカミの生存を確認すると共に、分類的な位置付けを明らかにする為、公にされていない標本の発掘を行い、学術、文化の振興に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年二月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 アクア福祉の森
- 三 代表者の氏名
関輪 隆成
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市上柴町西七丁目四番地十三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第二百十二号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 入札内容

イ 件名

土地の売却

ロ 物件の表示

物件番号 四

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
大里郡寄居町大字桜沢字横海道二二番一	宅地	七二八・八

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県総務部管財課公有財産担当 清水、三角

電話〇四八―八三〇―二五八一(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十二年三月八日(月)から三月十二日(金)までの午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く。)に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

平成二十二年三月十八日(木)午前十一時三十分から

締切後改札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 職員会館二階二三

会議室

八 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

二 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額（銀行振出の小切手により納付すること。）

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

へ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

告 示

埼玉県告示第二百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年二月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 E L F F R E U N D E S P O R T C L U B

三 代表者の氏名

浅井 重夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市桜区大字宿一七番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを通じ青少年少女に対し、スポーツの普及振興を図り、健全な心身の発達、育成などに関する事業を行い、スポーツを自由に楽しむ場を提供するとともに、文化、スポーツ、国際交流、環境整備及び地域活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百十四号

北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第二百十五号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七
条第一項の規定により、次の地域をふるさと緑の景観地として指定する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

ふるさと緑の景観地の名称及び区域

名称	区域
寄居町櫛挽 ふるさと緑の景観地	寄居町大字用土字東櫛挽 三七六五番八

告 示

埼玉県告示第二百十六号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二十一条の規定に基づき、
 犬の抑留所を次のとおり設置し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成十八年埼玉県告示第五百五十七号（狂犬病予防法の規定に基づく犬の抑留所の設置に関する告示について）は、平成二十二年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	収 容 区 域
埼玉県川口保健所犬抑留所	川口市前川一丁目十一番 一号	埼玉県川口保健所の所 管区域
埼玉県朝霞保健所犬抑留所	朝霞市青葉台一丁目十番 五号	埼玉県朝霞保健所の所 管区域
埼玉県春日部保健所犬抑留所	春日部市緑町六丁目十一 番三十三号	埼玉県春日部保健所の 所管区域
埼玉県草加保健所犬抑留所	草加市西町四百二十五番 地二	埼玉県草加保健所の所 管区域
埼玉県鴻巣保健所犬抑留所	鴻巣市東四丁目五番十号	埼玉県鴻巣保健所の所 管区域
埼玉県東松山保健所犬抑留所	東松山市若松町二丁目六 番四十五号	埼玉県東松山保健所の 所管区域
埼玉県坂戸保健所犬抑留所	坂戸市大字石井二千三百 二十七番地一	埼玉県坂戸保健所の所 管区域
埼玉県狭山保健所犬抑留所	狭山市稻荷山二丁目十六	埼玉県狭山保健所の所

埼玉県秩父保健所犬抑留所	埼玉県本庄保健所犬抑留所	埼玉県熊谷保健所犬抑留所	埼玉県幸手保健所犬抑留所	埼玉県加須保健所犬抑留所	
秩父市桜木町八番十八号	本庄市前原一丁目八番十二号	熊谷市板井百二十三番地	幸手市中一丁目十六番四号	加須市南町五番十五号	番地一
管区域 埼玉県秩父保健所の所	管区域 埼玉県本庄保健所の所	管区域 埼玉県熊谷保健所の所	管区域 埼玉県幸手保健所の所	管区域 埼玉県加須保健所の所	管区域

告 示

埼玉県告示第二百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク行田城西店

行田市城西四丁目四番

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年十月十一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千百四十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数九〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三・一三立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 三カ所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十二年二月十日

二 縦覧期間

平成二十二年二月十九日から平成二十二年六月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年二月十九日から平成二十二年六月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第二百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ イヤルホームセンター越谷

越谷市相模町一丁目二百五十六 ほか

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時三十分から午後八時

（変更後）午前六時十五分から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時から午後八時三十分

（変更後）午前六時から午後八時三十分

ハ 変更年月日

平成二十二年二月九日

二 届出年月日

平成二十二年二月八日

二 縦覧期間

平成二十二年二月十九日から平成二十二年六月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年二月十九日から平成二十二年六月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第二百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム加須店

加須市下高柳一丁目七番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）スーパービバホーム加須店（街区ロ）

加須市下高柳工業団地内

（変更後）スーパービバホーム加須店

加須市下高柳一丁目七番

ハ 変更年月日

平成十八年十月三日

ニ 届出年月日

平成二十二年二月十日

二 縦覧期間

平成二十二年二月十九日から平成二十二年六月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年二月十九日から平成二十二年六月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第二百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール加須一番街

加須市下高柳一丁目二十九番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ビバモール加須（街区二）

加須市下高柳工業団地内

（変更後）ビバモール加須一番街

加須市下高柳一丁目二十九番

ハ 変更年月日

平成十八年十月三日

ニ 届出年月日

平成二十二年二月十日

二 縦覧期間

平成二十二年二月十九日から平成二十二年六月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年二月十九日から平成二十二年六月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第二百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール加須二番街

加須市下高柳一丁目十六番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ビバモール加須（街区八）

加須市下高柳工業団地内

（変更後）ビバモール加須二番街

加須市下高柳一丁目十六番

ハ 変更年月日

平成十八年十月三日

二 届出年月日

平成二十二年二月十日

二 縦覧期間

平成二十二年二月十九日から平成二十二年六月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年二月十九日から平成二十二年六月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第二百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム加須店

加須市下高柳一丁目七番

ビバモール加須一番街

加須市下高柳一丁目二十九番

ビバモール加須二番街

加須市下高柳一丁目十六番

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）共用駐車場 位置 図面省略 収容台数 二、四五〇台

（変更後）共用駐車場 位置 図面省略 収容台数 一、八八七台

ハ 変更年月日

平成二十二年十月十一日

ニ 届出年月日

平成二十二年二月十日

二 縦覧期間

平成二十二年二月十九日から平成二十二年六月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年二月十九日から平成二十二年六月二十一日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
荒川中部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	柳 田 慶 治	深谷市岡三〇二〇番地

告示

埼玉県告示第二百二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

牛	ヨ―ネ病	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区域	発生年月日	処置
	疑似患畜			一頭	熊谷市	平成二十二年 二月十日	隔離

告 示

埼玉県告示第二百二十五号

測量計画機関の長である川越市長川合善明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量（道路拡幅に伴う街区三角点の移設））

三 作業地域

川越市元町一丁目二番地一先

四 作業期間

平成二十二年二月八日から平成二十二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百二十六号

測量計画機関の長である白岡町長小島卓から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

白岡町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

白岡町全域

四 作業期間

平成二十一年十二月一日から平成二十二年三月一日まで

告 示

埼玉県告示第二百二十七号

平成二十一年埼玉県告示第七百十八号で公示した基本測量（精密測地網高度地域基準点測量作業）は、平成二十二年一月二十二日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇八 四四 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

さいたま市大宮区大成町三丁目四七 三 外四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二五四二・〇立方メートル

告示

埼玉県告示第二百二十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号 又は氏名	主たる事務所の所在地
平成二十二年三月十日 午前十時	有限会社 エス・グラント 取締役 本田 重達	さいたま市南区根岸五丁目 一九

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

職員会館 二〇二会議室

告 示

埼玉県告示第百三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務
2,337,700部×4回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成23年3月31日(木)まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札書には、8ページ物(2回)1部当たりの単価、4ページ物(2回)1部当たりの単価及び各単価に予定数量と回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された合計額に当該合計額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」においてA等級に格付けされ、「広報紙新聞折り込み及び配布」を行う者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加排除措置を受けていない者であること。

(5) 連絡調整のための担当者を2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、

速やかに指示に対応できる体制がとれること。

- (6) 納入された「埼玉県議会だより」を一時保管する場所を確保できること。
- (7) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する県内の全世帯（県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に、「埼玉県議会だより」を一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 鈴木 電話048-830-6257（直通）

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県議会事務局総務課分室 平成22年4月5日（月）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 平成22年4月2日（金）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$(\text{入札書に記載する金額} (8 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価}) \times 2,337,700 \text{ 部} \times 2 \text{ 回} + \text{入札書に記載する金額} (4 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価}) \times 2,337,700 \text{ 部} \times 2 \text{ 回}) \times 1.05 \times 0.05$

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$(\text{契約単価} (8 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価}) \times 2,337,700 \text{ 部} \times 2 \text{ 回} + \text{契約単$

価（４ページ物１部当たりの単価）×2,337,700部×２回）×1.05×0.1

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記３(1)の提出場所に平成22年３月23日（火）までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記２(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年３月19日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者から提出された報告書に基づき検査を行い、当該検査後、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成22年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of “ Saitama Prefectural Assembly News ” 2,337,700 copies four times per year
- (2) Time-limit for tender : 2:00 p.m. 5, April, 2010(tender submitted by mail 5:00 p.m. 2, April, 2010)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Group, Legislature and Research Division, Saitama Prefectural Assembly Secretariat, Takasago 3-15-1,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,Telephone 048-830-6257

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正

路線名	百二十五号
供用開始の区間	熊谷市池上字鶴巻四三番一地先から同市池上字鶴巻字一二二番地先まで
供用開始の期日	平成二十二年二月二十二日
備考	延長三四五・〇〇メートル。

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 南沢 郁一郎

<p>百二十五号</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字和田字柳付一一八番一 地先から同市大字中里字天神三九〇 番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年二月二十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一五八〇・ 〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 倉 一 夫

<p>葛飾吉川松伏線</p>	<p>路線名</p>
<p>三郷市戸ヶ崎字大道西二二三八番三地先 から同市戸ヶ崎字大道西二四三番三地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年二月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成一十九年八月三日付け 埼玉県越谷県土整備事務 所長告示第十三号で告示 した道路区域の供用開始 である。延長一〇・〇〇メ ートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 倉 一 夫

<p>松戸草加線</p>	<p>路線名</p>
<p>三郷市戸ヶ崎字上堤外二二三六番一地先 から同市戸ヶ崎字上堤外二二四〇番二地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年二月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>イトル</p>	<p>備考 平成十九年八月三日付け 埼玉県越谷県土整備事務 所長告示第十四号で告示 した道路区域の供用開始 である。延長四二・〇〇メ ートル</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 倉 一 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 越谷鳩ヶ谷線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番地先まで	越谷市七左町三丁目一五四番地先 から越谷市七左町三丁目一五三番一	区 間
一一・八七		敷地の幅員 (メートル)
三三・〇〇		延 長 (メートル)
安全) 整備工事	地方特定道路(交通	備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 倉 一 夫

<p>路線名</p>	<p>越谷鳩ヶ谷線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>越谷市大間野町三丁目一六七番地先から同市大間野町三丁目一六六番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十二年二月十九日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十年三月十八日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号の供用開始である。 延長七五・〇メートル</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

路線名	百二十二号	
供用開始の区間	南埼玉郡菖蒲町大字 字南四三四番一 地 先から同郡同町大字 字南三五四番一 地 先まで	南埼玉郡菖蒲町大字 字南七一四番二 地 先から同郡白岡町大字下大崎字屋敷回一 四八三番一地先まで
供用開始の期日	平成二十二年二月十九日	
備考	国道百二十二号 延長五五三・二〇メートル	国道百二十二号バイパス 延長八一六・四〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第 二十六 号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年一月四日

指令川建セ 第二一〇一三八〇号

二 検査済証番号

平成二十二年二月十七日

第二一〇一七一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字廣野字金塚七五六―六三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市中央区大戸一―一五―二〇

河田 貴久治

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三号

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）第五十六条の三第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十二年二月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

第一号	指 定 番 号
平成二十二年 二月十五日	指 定 年 月 日
北葛飾郡栗橋町北一丁目七九〇 ・四	指 定 した 道 路 の 位 置
六・〇〇	道 路 の 幅 員 (単位メートル)
二七・九八	道 路 の 延 長 (単位メートル)
北葛飾郡栗橋町北 一丁目二二・三四・六 森泉 吉男	申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年一月二十一日

指令越建セ第二一〇〇七八一号

二 検査済証番号

平成二十二年二月十二日

第四〇四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字鷲宮字平間二三六〇―三、二三六〇―一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷲宮町鷲宮一―二―五

遠藤 久男

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年一月二十一日

指令越建セ第二一〇一五二〇号

二 検査済証番号

平成二十二年二月十六日

第四〇六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字三箇字中一二一五一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市除堀三三七―四

田辺 和久

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年二月十二日

指令越建セ第二一〇一一二一号

二 検査済証番号

平成二十二年二月十七日

第四一―一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字西大輪字向天王二一四一―三、二一四二―三、二一四三―

一、二一四五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市下三俣三七二

株式会社東武ニューハウス 代表取締役 関根 勇

告 示

埼玉県病院事業告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立がんセンターで使用する電気予定使用電力量 9,055,829 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立がんセンター事務局管理部管財担当 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室
818 番地
- 3 落札者を決定した日
平成 21 年 12 月 21 日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京電力株式会社さいたま支社 埼玉県さいたま市中央区本町西 4 丁目 17 番
10 号
- 5 落札金額
154,089,432 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 21 年 11 月 10 日

告 示

埼玉県病院事業告示第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立精神医療センターで使用する電気予定使用電力量 2,290,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立精神医療センター事務局管理業務部管財担当 埼玉県北足立郡伊奈町
大字小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 21 年 12 月 21 日
- 4 落札者の氏名及び住所
新日本石油株式会社 東京都港区西新橋 1 丁目 3 番 12 号
- 5 落札金額
38,354,475 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 21 年 11 月 10 日

告示

埼玉県選管告示第二十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十二年二月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院	入間郡三芳町大字藤久保二六六 番地一
老人ホーム	社会福祉法人草加松原会 特別養護老人ホームクォーター ヴィレッジ	草加市柿木町一〇八四番地

告 示

埼玉県選管告示第二十五号

平成十九年八月二十六日執行の埼玉県知事選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十二年二月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年8月26日執行 埼玉県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
60,500,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	武田信弘	所属党派	無所属	期間	7月9日から 第1回分 8月27日まで
出納責任者氏名	武田信弘				

収入

支出

人件費	3,339,051 円
家屋費	932,946 円
選挙事務所費	932,946 円
集会会場費	0 円
通信費	25,530 円
交通費	10,340 円
印刷費	1,230,904 円
広告費	2,537,713 円
文具費	25,724 円
食糧費	31,496 円
休泊費	3,800 円
雑費	83,052 円

その他の収入	8,220,556 円
今回計	8,220,556 円
総計	8,220,556 円

今回計	8,220,556 円
総計	8,220,556 円

報告書受理年月日	平成22年1月21日	第1回報告分
----------	------------	--------

正 誤

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号（平成二十二年二月九日第二千五百五十六号）中訂正

ページ 行

一 前から一

第一項 誤

第二項 正